

(3) 余暇環境の整備

自由時間の拡大に伴い、余暇活動の種類が多様化するだけでなく、時間の使い方も、日常型、週末・短期休暇型、長期休暇型と多様化する。また、家族単位で手軽に余暇を楽しむこと、自然との触れ合いを求めること、健康づくりなどへのニーズも高まる。長期化への対応、混雑緩和のための分散促進を中心に、以下により、国民が多様な余暇活動を選択しやすい環境づくりを進める。

- i. 長期連続休暇の増大を踏まえた対応を図るため、比較的安価で利用できる公共施設の改善、自然と親しめる農山漁村地域や自然公園地域での様々な保養施設及びキャンプ場など自炊もできる施設を整備する。
- ii. 余暇活動における混雑の緩和を図るため、個人ベースの休暇取得促進など休暇時期の分散化、閑散期における割引料金の充実を促進する。
- iii. スポーツ、観光、レクリエーション等の施設の整備及びこれらの施設への快適なアクセス交通の確保を図るとともに、情報の提供、指導者等の人材の養成など、ソフト面での対応を図る。また、既存の学校施設の開放、企業の福利厚生施設等の有効利用を促進する。

3. 誰もが社会参加できる環境の整備

(1) 施策の基本方向

国民の誰もが自らの能力に応じて社会参加し、社会に貢献することを望んでおり、その権利を有している。それは人間としての生きがいにつながる。そのための環境の整備はすべての国民にとって重要なことであるが、特に、女性が十分に社会で活躍できるようになるためには、これまでの男女の固定的な役割分担意識を始め社会の制度、慣行、慣習等を見直し、男女共同参画型の社会を実現することが必要である。また、高齢者や障害者が、就業機会の整備などを通じ社会参加が適切に保障され、生きがいを持って暮らせる社会をつくり上げていくことも重要である。

(2) 女性が能力を発揮しやすい環境の整備

〔雇用における男女の均等な機会と待遇の確保〕

雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の趣旨の徹底を図るとともに、企業に対する指導、援助、相談を推進する。また、同法の趣旨を更に徹底させるための方策について必要に応じ法令、指針の見直しも含め幅広い

検討を行う。さらに、労働基準法の母性保護を除く女子保護規定については、今後解消する方向に向け、労働時間を始めとした労働条件、女性の就業と家庭生活との両立を可能にするための条件整備の状況等を勘案しつつ、具体的な検討を行う。

〔職業生活と家庭生活の両立支援〕

女性が育児や家族の介護等により職業生活の継続が困難になることのないよう支援していくことが重要である。このため、育児休業制度の定着を図るとともに、育児休業法の適用が3年間猶予されている中小企業に対する普及を推進する。なお、育児休業を取得する労働者に対する経済的援助の在り方について検討を行う。また、介護休業制度の普及促進に努めるとともに、その普及状況等を踏まえ、必要に応じ法制化を含めた有効な普及対策を検討する。さらに、乳児保育、延長・夜間保育等保育需要の多様化に対応した保育サービスを充実するとともに、フレックスタイム制の導入等労働時間の柔軟化、多様化を推進する。

〔女子労働者の再就業に関する援助等の推進〕

育児終了後の女性の労働市場への再参入希望に対応するため、女子再雇用制度の普及を一層推進するとともに、再就職を希望する女性に対する職業相談・紹介、情報提供、職業能力開発機会の提供を推進するほか、再就職女性を活用する企業の雇用管理に対して支援を行う。また、パートタイム労働指針の周知徹底を図るとともに、職業紹介、職業相談機能の充実等パートタイム労働対策の充実を図る。

(3) 高齢者の社会参加の促進

① 高齢者の就業機会・環境の整備

〔65歳までの雇用機会の確保〕

平成5年度（1993年度）までに60歳定年制の完全定着を図るため、企業に対する指導を強力に実施する。さらに、65歳までの継続雇用を促進するため、勤務延長制度、再雇用制度等の一層の普及を図る。このため、賃金・人事労務管理面の在り方などについての相談・援助機能の強化、各種助成措置の有効活用を図る。

〔早期再就職の促進〕

また、高齢者の早期再就職を促進するため、職業能力開発の積極的な実施や高齢者の雇用職業情報の提供、相談体制の整備により労働力需給調整機能の強化に努める。

〔多様な就業システムの確立と職場環境の整備等〕

さらに、普通勤務を希望しない高齢者が生きがいを持って就業を通じた社会参加ができるよう、シルバー人材センターの充実等により短時間勤務や臨時・短期的な就労、生きがいの就労や高齢者就労の場としての農業の再評価等高齢者の就業ニーズの多様化に対応した就業機会の提供を促進する。また、高齢者の知識、経験、技能等が有効に発揮できるような働きやすい職場環境を整備するため、心身の機能の変化等に配慮した作業環境、作業方法の改善を図る。

なお、年金制度を始めとする各種制度を、高齢者の就業インセンティブの観点からも見直す必要がある。

② 社会参加のための基盤づくり

〔高齢者等が住みやすいまちづくり〕

高齢者や障害者等が可能な限り住み慣れた地域社会において、安全かつ円滑に行動でき、社会参加することのできる基盤づくりを進めることが必要である。このため、住宅の改造や設備の開発・普及、交通機関やターミナル施設における配慮、官公庁施設におけるスロープやエレベーター等の設置、段差を切り下げた歩きやすい歩道の整備などを行う。例えば、歩道については、計画期間中に、歩行者利用が見込まれる主な道路のうち、高齢者や障害者も安全で快適に利用できる幅の広い歩道等の設置率をおおむね30%（1990年度20%）に引き上げる。また、それぞれの施策の推進に当たっては、高齢社会に向けた社会資本整備としてのガイドラインづくりを進める。

〔退職者の生きがい対策〕

高齢者が就業以外でも生きがいを持って暮らすためには、壮年期からの準備が必要である。特に、サラリーマンが定年後も生きがいを持って生活を続けられるよう、退職前準備教育の充実など退職者の生きがい対策の充実を図る。

(4) 障害者の社会参加の促進

〔障害者の就労機会の確保〕

障害者の雇用機会を確保するため、すべての企業において法定雇用率が達成されるよう、雇用率制度を適正に運用するとともに、障害者雇用に関する援助・相談の充実を図る。また、障害の種類・程度に応じたきめ細かな対策を推進する。特に重度障害

者については、第三セクター方式による重度障害者雇用企業の設定等を促進するとともに、短時間勤務や在宅勤務等多様な勤務形態の普及により雇用を促進する。

〔障害者が働きやすい環境等の整備〕

また、雇入れ企業の行う就業環境整備に対する援助を充実するとともに、障害者を雇用する企業において、職場介助者の配置等による適切な雇用管理を推進することにより、障害者の働きやすい職場環境を整備し、障害者の雇用継続を促進する。

さらに、障害者に対する訓練制度の充実、障害者の雇用に係る情報の提供、障害者に対して指導・相談・援助を行う専門職等の養成・研修等を推進する。

なお、直ちに一般企業に雇用されることが困難な障害者の就業の場を確保するための社会福祉施設の整備等その受入れ体制の整備を図るとともに、その一般雇用を促進するための諸施策を進める。

(5) 外国人にも住みやすい環境の整備

国際化の進展により、我が国に居住している外国人が増加しているが、外国人にとっても住みやすく、活動しやすい環境条件を整えていく必要がある。

このため、我が国の社会が異なる文化や生活習慣を理解・受容できるよう、意識の変革を着実に進める。また、居住する外国人が生活の基本的な分野で不要な心配や不便を感じないで済むよう、教育、社会保障、人権、居住等生活の各側面における受容力の向上を図る。具体的には、街の中の標識を外国人も分かるように工夫するとともに、各種の制度・施策について、外国人に対し適切な情報提供を行うなど運用面で改善する。

B 安全で安心できる生活の確保

1. 生活の安全の確保

(1) 施策の基本方向

生活の安全・安定が確保され、人々が安心して暮らせることは、豊かでゆとりある生活の基礎的な条件である。このため、都市化の進展や人口の高齢化等に対応しつつ、家庭内での事故から交通事故、犯罪、火災に至るまで、身近な生活における危険から国民を守る安全確保施策を総合的に推進するとともに、国民生活に欠かせない食料やエネルギーの安定的確保方策を推進する。また、より大きな規模の危険に対処するため、安全な生活の基盤となる国土保全施設を着実に整備するとともに、大規模な地震

等の災害に対応した危機管理施策を推進し、国民生活の基盤となる安全を確保する。

(2) 身近な生活における安全の確保

〔事故防止〕

家庭内での転倒、溺死等不慮の事故、火災、急病などから高齢者や障害者、幼児を守るため、高齢者等に配慮した設備・構造を持つ住宅の供給、緊急通報システムの普及など総合的な施策を推進する。

〔交通安全〕

また、道路、鉄道、航空あるいは海上交通における交通安全が重要である。中でも、近年著しい増加傾向にある道路交通事故死者数の減少等を目指し、自動車専用道路、バイパスの整備など道路の新設及び改築並びに歩道の整備、交差点の改良、交通管制機能の高度化、道路標識・標示の適切な整備など交通安全施設等の整備や交通安全教育の推進及び指導取締りによる交通安全対策を強力に推進する。

〔防犯体制〕

さらに、我が国の治安面での安全度の高さを今後とも維持していくため、交番など身近な生活の安全のためのものも含め、地域における防犯体制の充実を図る。なお、凶悪な犯罪を引き起こすおそれのある薬物乱用問題などの課題に対しても、取締りの強化や乱用防止のための広報啓発等によりその解決に努める。

〔都市型・生活型公害の防止〕

環境問題に関して、窒素酸化物による大気汚染、閉鎖性水域等における水質汚濁、近隣騒音等の各種都市型、生活型の公害については、環境基準の達成率が低いものが多いなど、大都市圏を中心に改善が進んでいない状況にある。このため、各種基準の設定等を引き続き推進するとともに、環境調和型の都市・地域構造や交通体系の形成、関連施設の整備、公害対策技術の一層の開発・導入を促進する等、環境基準の達成に向けて多角的な取組を強化し、良好な環境の確保を図る。

(3) 国民生活の基盤となる安全の確保

〔国土保全施設の整備〕

国民生活の前提となる安全の確保を図るため、治山、治水、砂防、急傾斜地崩壊対策、海岸保全等の国土保全施設の整備を着実に推進する。例えば治水施設については、計画期間中に、時間雨量50mm相当の降雨による洪水に対して、安全の確保が必要とさ

れる人口を2300万人に減少させる（1991年度2900万人）ことを目指した施設の整備を進める。

〔危機管理施策の推進〕

さらに、人口・資産の集積地域については、大規模な地震、洪水等の災害にも対応して、(i) 超過洪水対策、(ii) 異常渇水対策、(iii) 火山噴火対策、(iv) 避難地、避難路等の整備、(v) 建築物・構造物の耐震不燃化、(vi) 上下水道、情報通信ネットワーク等のライフラインの安全強化、(vii) 災害時の避難、救助、復旧活動のための交通・情報通信網の整備等の危機管理施策を推進する。

2. 安心して暮らせる生活

(1) 施策の基本方向

① 社会保障の基本的考え方

21世紀の本格的高齢社会において、すべての国民が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような「長寿福祉社会」の構築を図る必要がある。

その基盤となる社会保障制度のうち、年金や医療保険については、既に先進諸外国と比較しても遜色のない制度が構築されている。今後の本格的高齢社会においても安定的に維持されるよう、世代間や制度間の公平の確保に留意しつつ、引き続き効率化や必要な制度改革を推進する。同時に、高齢者に対する保健・福祉分野において施策の充実を図るとともに、年金、医療分野と調和のとれた施策を展開する。

② 給付と負担の展望及び国民の合意形成

〔人口の高齢化と社会保障の給付と負担の展望〕

社会保障の給付は、今後の急速な高齢化、年金制度の成熟化により増大する。その財源については、年金、医療保険等の社会保険分野においては、受益と負担との関係がより明確な保険料を引き続き中心的な財源とするのが適当である。このため、社会保障に係る国民の負担も社会保険料を中心に増大が避けられない。65歳以上人口の総人口に占める割合が25%を超えることとなる平成32年（2020年）以降の高齢化のピーク時に向けて、例えば、厚生年金の保険料率は、現行制度のまま推移した場合、平成元年の将来見通しによれば、現在の2倍以上の31.5%（1991年度14.5%）になると見込まれている（支給開始年齢を段階的に引き上げた場合は26.1%）。その後の出生率の低下等を考えると更に厳しいものになる可能性がある。また、医療費

については、その伸びを国民所得の伸びの範囲内にとどめることを目標に、種々の医療費適正化の方策が講じられ、近年、医療費の伸びは比較的落ち着きを見せている。しかし、今後の人口の高齢化の進行や医療技術の高度化等により、医療費の増大は避けられない。

〔制度改革と国民の合意形成〕

このように、年金、医療等の社会保障の財政については、予想を超える高齢化の進展によりますます厳しくなるが、社会保障に係る国民の負担が将来世代にとって重過ぎるものとならないよう、引き続き制度改革を進める必要がある。

この場合、本格的な高齢社会を控え、社会保障の給付と負担の将来の姿を国民に明らかにし、社会保障政策の在り方について広く国民的議論を喚起することが重要である。したがって、できる限り情報を国民に提供し、給付と負担の在り方について国民の選択を求め、合意形成を図っていかなくてはならない。このため、平成6年(1994年)に予定されている厚生年金制度等の改正に向けて、平成2年(1990年)国勢調査に基づく新人口推計等を基に給付と負担の将来の姿を国民経済との関連も含め、国民に分かりやすく明らかにする。

(2) 不安のない老後生活の確立

① 高齢者の保健福祉施策の推進

〔ゴールドプランの推進〕

平成12年(2000年)には約100万人に達すると見込まれる寝たきり老人等の介護の問題への対応を図り、高齢期における国民の不安を解消するため「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」を着実に推進する。その際、在宅福祉・施設福祉の事業がバランスよく進められるよう、地域の実情に応じた「老人保健福祉計画」を都道府県及び市町村が策定するなどにより、各種保健福祉施設の総合的かつ計画的な整備を図る。

具体的には、今世紀中に、(i)おおむね中学校区に1か所程度(全国で1万か所)デイサービスセンターを整備する(1991年度見込み2630か所)、(ii)要介護老人が2月に1回程度利用できるようなショートステイのベッドを整備する(全国で5万床、1991年度見込み約1.2万床)とともに在宅介護支援センターを整備する、(iii)在宅での生活が困難で施設処遇が必要な寝たきり等の要介護老人がほとんど待つことなく適切な施設に入所できるよう、特別養護老人ホームを24万人(1991年度見込

み約18万人)、老人保健施設を28万床(1991年度見込み約7万床)分整備する、ことなどを目標とし、これに沿って計画期間中に着実な進展を図る。

その際、介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた在宅での生活ができるよう、また施設への入所が必要になった場合でも住み慣れた地域社会から隔絶されないよう、地域社会の中に、特に高齢者や障害者の利用や家族・地域住民との交流に配慮した場所に整備する。このため、特に地価の高い大都市部においては、地域における公有地、既存の公的施設等の有効活用、合築等による施設の複合化などの工夫を図る。

〔マンパワーの確保〕

ゴールドプラン等を推進し、併せて医療の高度化・専門化に対応するため、看護婦、社会福祉施設職員、ホームヘルパー等の保健医療・福祉マンパワーの確保を推進する。そのため、(i)養成施設の設置促進など養给力の強化、(ii)潜在的な保健医療・福祉人材の就業の促進、(iii)処遇の改善、(iv)研修の充実、などを総合的に推進する。

〔総合的なサービス提供〕

利用者の立場に立った総合的なサービス提供を行うため、保健・医療サービスと福祉サービスの連携・統合を推進する。また、病院、老人保健施設、老人ホーム等の費用負担について、各施設及び在宅との間の均衡に配慮して、その負担の適正化を図るなど、介護費用の在り方について総合的に検討する。

〔民間サービスの振興〕

公的サービスの充実と併せて、高度で多様な保健福祉需要にも対応していくため、サービスの質の確保、公正な情報の提供、契約内容の明確化により、利用者である高齢者の保護に十分配慮しつつ各種のシルバーサービスの振興を図る。また、高齢者や障害者の自立した生活を助ける各種の福祉機器・用品の開発・普及を促進する。

② 高齢者の住宅対策の推進

高齢者の居住の安定を確保するため、公的住宅での高齢者向け住宅の供給や優先入居等の住宅対策を進めるとともに、福祉施策との連携による介護や生活関連サービスの提供、終身にわたる住居費の一時払い等の様々な工夫を行った住宅の供給を推進する。

また、二世帯住宅の供給の促進、公的住宅における隣居・近居の優遇等を進める

とともに、高齢者住宅の供給に当たって若い世代との同一コミュニティ内での居住を確保する等地域社会での交流に配慮する。

③ 年金制度の改革

〔公的年金制度の長期的安定確保〕

公的年金については、国民の老後生活を保障する支柱として必要な年金給付水準の確保を図る。

その基盤となる年金財政の長期的安定を図るため、世代間の負担の公平に留意しつつ保険料の段階的な引上げを図るとともに、年金受給世代の給付と現役世代の所得水準や負担との均衡に配慮する必要がある。このため、21世紀の高齢化のピークに向けて、雇用と年金の連携を確保しながら、被用者年金の老齢年金の支給開始年齢を段階的に引き上げていくこと等、給付と負担のバランスを図るための見直しを行う。その際、多様な選択肢の中で不安のない老後の所得保障が図られるよう、高齢者雇用の促進を図るとともに、繰上げ支給制度の導入など雇用との連携に配慮した年金制度の側の対応についても併せて検討する。また、積立金の適切な運用により、将来の保険料負担増大の軽減に努める。

〔公的年金制度の一元化〕

世代間扶養の性格を有するに至っている公的年金制度を産業構造・就業構造の変化に対応できる安定した制度とし、国民の長期的信頼を維持するとともに、各制度間を通じて給付と負担の両面にわたる公平を確保するため、平成7年(1995年)を目途とし、公的年金制度の一元化を完了させる。

〔自助努力の促進〕

多様化する老後ニーズに応え、より豊かな老後生活が可能となるよう、企業年金、国民年金基金等の育成・普及を推進するとともに、個人年金等による自助努力を支援する。

(3) 健康な生活と医療の確保

① 健康づくり

栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣の確立等により成人病予防を進めるとともに、寝たきり防止のための諸施策を行い、生涯を通じた健康づくりを推進する。特に積極的な健康づくりを進めるため、適度な運動が行われやすい